

## 第7 仮設建築物の消防用設備等の取扱い

仮設建築物が令別表第一に掲げる収容人員が50人以上の防火対象物であって次に適合する場合は、令第32条の規定を適用し、非常警報設備の代替として非常警報器具を設置をすることができる。

### 1 要件

- (1) 短期間使用する仮設建築物であること。
- (2) 避難口を容易に見とおせる構造であり、非常警報器具で伝達することが可能な構造であること。